

彩の国あんしんセーフティネット事業の開始に伴う 第二種社会福祉事業開始届の提出について

(令和5年7月更新)

1 提出について

社会福祉施設が彩の国あんしんセーフティネット事業を開始する場合、事業の開始後1か月以内に「第二種社会福祉事業開始届」を埼玉県又は各市担当課へ提出する必要があります。

すでに定款変更認可を受け、事業を開始している施設に置かれましては、まず、下記「2 提出先及び提出方法」を御確認いただき、該当の行政担当課へお問い合わせのうえ、速やかに提出くださるようお願いいたします。

2 提出先及び提出方法

施設所在地 (市町村)	提出先	提出様式・方法
さいたま市、川越市、川口市、越谷市、加須市、入間市、和光市	各市の担当課	各市の様式・方法にて提出 ※各所へお問い合わせください。
上記以外の市町村	埼玉県福祉部社会福祉課 医療保護・生活困窮者支援担当	(1) 第二種社会福祉事業開始届(別紙1) (2) 必要に応じた添付書類 例：・新定款 ・収支予算書 ・事業実施規程 ・事業計画書 を原則電子データにて下記メールアドレス宛に提出 Email : a3270-09@pref.saitama.lg.jp